

※料金の記載のないものは無料

相談

法律家による成年後見
制度専門相談（要予約）

日時／11月18日 日

午後1時30分～4時

場所／ふれあいの里石岡ひまわりの館

対象／市内在住の人

申込方法／事前に電話で申し込み

〒市成年後見サポートセンター（市社会福祉協議会）
Tel 22・2411

女性の人権ホットライン

▼法務省と全国人権擁護委員連合会は、夫やパートナーからの暴力やストーカーなど女性をめぐる様々な人権問題に取り組むことを目的に、悩みを持った女性からの相談に応じます。

日時／11月12日 金 18日 日

午前8時30分～午後7時

※田回は午前10時～午後5時
実施機関／水戸地方法務局・茨城県人権擁護委員連合会

相談員／法務局職員・人権擁護委員

相談方法／電話のみ

Tel 0570・070・810

（全国共通ナビダイヤル）

〒水戸地方法務局人権擁護課

Tel 029・227・9919



行政書士による

無料相談会

▼日常生活で困っていること、将来に対する不安など、お気軽にご相談ください。

日時／11月20日 日

午後1時～4時

場所／国府地区公民館

（国府5・7・1）

相談内容／遺言、相続、許可申請、農地関連手続など

※前日までに電話で要予約

〒県行政書士会県南支部

Tel 43・0536（若山）

お知らせ

筑波山でのトイレ工事

▼筑波山では、10月下旬から山頂トイレのリニューアル工事などを実施してい

市長と語ろう会

シリーズ5

ボランティア連絡協議会の活動について

団体：石岡市ボランティア連絡協議会

開催日：8月3日

参加者：29人

参加者から出た意見

- ・会員の高齢化が進み活動が衰退している。解決案として、今後、市職員が積極的にボランティア活動に参加する環境づくり・組織づくりが必要。
- ・老朽化している公民館などの施設点検（東地区公民館の冷房故障・中央公民館の洋式トイレの不足）
- ・活動に必要な良質な図書を整備（例：大型紙芝居）

※参加団体を募集しています。詳しくは秘書広聴課（Tel 23-7274）までお問い合わせください。



注意！あなたの土地が
狙われています

▼一時的に資材置き場とし

ます。来年3月まで山頂ではトイレ不足が予想されますので、登山前にトイレを済ませてから、山頂にお越しくださいますよう、ご協力をお願いします。

〒県環境政策課

Tel 029・301・2946

〒観光課 Tel 23・7741

〒県廃棄物対策課

（不法投棄110番）

Tel 0120・536・380

て貸してほしい」などの話で土地を貸してしまい、廃棄物を不法投棄されたり、無許可で建設残土を埋められたりする事例が発生しています。不法投棄されないよう、安易に土地を貸したりせず、また定期的な見回りや草刈りなどの土地の管理をお願いします。

広告掲載欄

おしらせ

不動産公売のお知らせ

公売不動産

石岡市井関地内

(土地) 田 1118㎡

見積価格/11万円(公売保証

金2万円)

入札参加条件/入札参加資格

を満たせば、どなたでも参

加可能。市農業委員会発行

の「買受適格証明書」は必

要ありません。

※公売が中止になる場合もあ

ります。

※詳細については、収納対策

課で配布している公売広報

または市ホー

ムページをご

覧ください▼

日時/12月15日(木)

受付は午後1時30分

場所/石岡市役所101会議室

☎収納対策課

Tel 23・7296



ハローキティ
×
高速バス
TMライナー
キャンペーン
実施中!



©'21 SANRIO APPR. NO.L621182

▶水戸-石岡-つくば間を運行する高速バス
TMライナーでは、ハローキティとコラボ
レーションキャンペーンを実施しています。
利用者プレゼントや抽選企画など、ぜひご参
加ください。詳細は県ホームページから▼

実施期間：12月26日(木)まで

☎県政策企画部交通政策課

Tel 029-301-2604



11月9日(火)~15日(月)は
秋季火災予防運動

令和3年度全国統一防火標語

「おうち時間

家族で点検

火の始末」

▼これからの季節は、日増し
に寒さが厳しくなり、火を
取り扱う機会も増えていき
ます。空気も乾燥してくる
ため、例年火の不始末によ
る火災が発生しています。

〜いのちを守るために大切な
4つの習慣と6つの対策〜

4つの習慣

- ①寝たばこは絶対にやめる
 - ②ストーブは燃えやすいもの
から離れた位置で使用する
 - ③ガスコンロなどのそばを離
れるときは、必ず火を消す
 - ④コンセントはほこりを清掃
し、 unnecessary プラグは抜く
- 6つの対策
- ①火災を防ぐために、ストー
ブやコンロなどは安全装置
の付いた機器を使用する
 - ②逃げ遅れを防ぐために、寝
室には住宅用火災警報器

を設置する

※住宅用火災警報器の電池寿

命は10年が目安です。定期

的に点検しましょう。

③寝具・衣料・カーテンから

の火災を防ぐために、防災

品を使用する

④火災を小さいうちに消すため

に住宅用消火器を設置する

⑤お年寄りや身体の不自由な

人を守るために、近隣住民

の協力体制を作る

⑥防火防災訓練への参加や、

戸別訪問など、地域ぐるみの
防火対策を行う

〜灯油用ポリ容器について〜

▼ポリ容器を使用する際、劣

化や変形などがある場合は

使用しないでください。ま

た、ポリ容器の交換時期は

5年が目安です。早めの取

替えにご協力お願いします。

〜消防職員を名乗った

「かたり商法」に注意〜

▼消防署では、消火器や住宅

用火災警報器の販売はし

ていません。

☎消防本部予防課

Tel 23・0119

広告掲載欄

広告掲載欄